

第4回専門委員会の資料5の補足

1. 亜鉛の分析方法

亜鉛の分析方法は水質汚濁防止法の規定により、下記の方法で実施された。

尾小屋鉱山	J I S K 0 1 0 2 - 5 3	フレーム原子吸光分析
鉛山鉱山	J I S K 0 1 0 2 - 5 3	I C P 発光分光分析
長木、小国、小百の各鉱山	J I S K 0 1 0 2 - 5 3	I C P 質量分析

2. 鉱山の存在状況

(1) 尾小屋鉱山関係

伝聞等により、尾小屋鉱山の近傍には江戸時代から採掘されていたといわれている。

この下流には、現在の株式会社 小松製作所の前身である遊泉寺鉱山があり現在公園として整備されている。

(2) 長木鉱山、小国鉱山関係

両鉱山の近傍に鉱山はなかった。

(3) 鉛山鉱山

鉛山鉱山の近傍に鉱山はなかった。

当鉱山の関係者によると、過去に当鉱山の採掘範囲外の鉛川上流において0.64(環境基準:0.03)の亜鉛濃度を確認したとの情報を得ている。

このことから推察するに、鉛山鉱山採掘範囲外にも鉱化帯が存在し、これを溶け込んだ水が鉛川に流れ込んでいると考えられる。

(4) 小百鉱山

小百鉱山の近傍には、戦前多数の鉱山があったと地元の人から聞いている。

鉱山の存在した所には採掘範囲以外に鉱化帯と称するものが存在していると考えられる。上記以外の各休廃止鉱山についても同様の事象が存在するものと考えられる。この汚染については、自然汚染として坑廃水処理にあたり、国、地方公共団体の補助を受けて処理している。

平成16年度の自然汚染率は下記の通りである。

全事業所平均	70%
尾小屋	83
長木	47
小国	95
鉛山	69
小百	78